

## 坂出市工事請負契約約款第 25 条第 6 項の運用について

坂出市工事請負契約約款第 25 条第 6 項の規定（インフレスライド・デフレスライド条項）について、令和 6 年 10 月 1 日より下記のとおり運用します。

### 1. 適用対象工事

- (1) 坂出市工事請負契約約款第 25 条第 6 項の請求は、基準日以降の残工期が 2 か月以上ある建設工事を対象とします。
- (2) 発注者および受注者によるスライドの適用対象工事の確認時期は、賃金水準の変更がなされた時とします。

### 2. 用語の定義

- (1) 請求日：スライド変更の可能性があるため、発注者または受注者が請負代金額の変更の協議（以下、「スライド協議」という。）を請求した日のことをいいます。
- (2) 基準日：スライド変更のための基準となる日で、この日をもって、出来形確認、賃金水準、物価変動後単価の基準とします。基準日は、請求があった日から 14 日以内で発注者と受注者とが協議して定めます。
- (3) 残工期：基準日以降の工事期間のことをいいます。

### 3. スライド協議の請求

発注者または受注者からのスライド協議の請求は、書面により行うこととし、その期限は直近の賃金水準の変更から、次の賃金水準の変更がなされるまでとします。

### 4. スライド額の算定

- (1) 賃金水準または物価水準の変動による請負代金額の変更額（以下、「スライド額」という。）は、当該工事に係る変動額のうち請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額の 100 分の 1 に相当する金額を超える額とします。

- (2) 増額となる場合の算出は、次式により行います。

$$S \text{ 増} = [P2 - P1 - (P1 \times 1 / 100)] \times k$$

この式において、S 増、P1 および P2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 増：増額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとする。）

P1：設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金および物価を基礎として算出した P1 に相当する額

k：請負比率

(3) 減額となる場合の算出は、次式により行います。

$$S \text{ 減} = [P2 - P1 + (P1 \times 1 / 100)] \times k$$

この式において、S 減、P1 および P2 は、それぞれ次の額を表すものとします。

S 減：減額スライド請負工事価格（千円未満を切り捨てとする。）

P1：設計工事価格から基準日における出来形部分に相応する設計工事価格を控除した額

P2：変動後（基準日）の賃金および物価を基礎として算出した P1 に相当する額

k：請負比率

(4) スライド額は、労務単価、材料単価、機械器具損料ならびにこれらに伴う共通仮設費、現場管理費および一般管理費等の変更について行われるものであり、歩掛の変更について考慮するものではありません。

#### 5. 残工事量の算定・出来形確認

(1) 基準日における残工事量を算定するために行う出来形数量の確認は、受注者から提出された図面および数量計算書等に基づき実施します。なお、このスライドに関する出来形確認は、工事監督員が行うものとします。

(2) 基準日までに変更契約を行っていない場合でも、書面により指示等が行われている設計量についてもスライドの対象とすることができるものとします。（基準日以降の残工事量が対象数量となります。）

(3) 現場搬入材料について、材料確認を実施するなど、発注者が認定したものについては出来形数量として取り扱います。また、下記の材料等についても出来形数量として取り扱うことができるものとします。

- ・工場製作品は、工場での確認またはミルシート等で在庫確保が証明できる材料
- ・基準日以前に配置済みの現地据付型の建設機械および仮設材料等（架設用クレーン、仮設鋼材など）
- ・契約書にて工事材料契約の完了が確認でき、近隣のストックヤード等で在庫確認が可能な材料
- ・その他、材料確認等を必要としない現場搬入材料等

(4) 設計数量に基づく出来形数量が把握できない工種についても、受注者側から提出された出来形の構成比率等を基に、出来形数量を算出することができるものとします。

(5) 受注者の責めに帰すべき事由により遅延していると認められる工事量は、増額スライドの場合においては出来形部分に含めるものとし、減額スライドの場合においては出来形部分に含めません。

## 6. 物価指数

発注者は、積算に使用する単価の変動率を物価指数とすることを基本とします。なお、受注者の協議資料等に基づき双方で合意した場合は別途の物価指数を用いることができるものとします。

## 7. 変更契約の時期

スライド額に係る契約変更は、精算変更時点で行うことができるものとします。

この場合に関しても、スライド基準日における出来形数量を確認し、残工事量を受発注者間で確認するものとします。

## 8. 全体スライドおよび単品スライド条項の併用

- (1) 坂出市工事請負契約約款第 25 条第 1 項から第 4 項に規定する全体スライド条項に基づく請負代金の変更をした後であっても、本通知によるスライドを請求することができます。
- (2) インフレスライド・デフレスライド条項に基づき請負代金額の変更を実施した後であっても、坂出市工事請負契約約款第 25 条第 5 項に規定する単品スライド条項に基づく請負代金額の変更を請求することができます。